

ガソリン税の暫定税率失効と復帰にあたって

2008年4月
石油連盟

1. 政治の混乱により3月31日までにガソリン税率が決まらず、末端の現場では大混乱が発生している。末端価格の決定要素である税制を変更する際には十分な準備期間を設けることは政府の責務である。

本来揮発油税は消費税としての性格から小売価格にただちに転嫁されるべきものであり、手持品在庫についても新税ベースに修正し減増税されるべきである。しかるにかかる措置がとられず小売価格に適正転嫁できなかったことは税制度の根幹を揺るがす大問題である。

2. 従って暫定税率失効に伴う不当な損失(税負担)については、揮発油税の消費税としての本来の主旨に立ち返り、次の方法によって解決されるべきである。

- (1) 3月末の旧税率課税済み在庫について25.1円/Lを減税・還付すること
- (2) 暫定税率に復帰する場合は、課税済み在庫(本則税率)について25.1円/Lを増税すること(即日、価格に転嫁)
- (3) 以上の対策が事前に実施できない場合は減増税に伴う当該負担について年度末に調整すること

3. 以上の調整措置が講じられない場合は、税負担と回収に不整合が生じ、その負担分が一方的に石油業界にしわ寄せされ、特にSSの経営危機など大混乱が予想される。したがって、石油業界・消費者の全てが政府の決定に沿って、公正・公平な負担となるようしかるべき措置を講ずることを強く要請する。

以上